

令和8年度のみ

国の「重点支援地方交付金」を活用しています



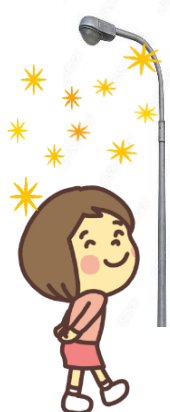
# ニュース速報

## 公衆街路灯 蛍光灯具からLED 灯具への取替

現行1灯あたり ➡ 12,000円

令和8年度限定 ➡ 20,000円

(8,000円の増額!!)



### ① 蛍光灯がなくなる？

令和5年11月の「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において、蛍光灯の製造・輸出入が令和9年末までに禁止することが決定しました。

### ② LED 灯具のメリットは？

- 省エネ・省電力…電気代が安い
- 長寿命…取替頻度の減少
- 瞬時点灯…すぐに明るく点灯します
- 環境にやさしい…有害物質の不使用

### ③ 高知市町内会連合会の取り組みは・・・

蛍光灯具からLED 灯具への移行を急速に推進する目的で、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金/重点支援地方交付金」を活用し、令和8年度限定で補助金を上記のとおり増額します。蛍光灯具を管理されていて、まだLED化がお済みではない町内会・自治会・公民館のみなさまには、大変メリットのある事業です。補助金の申請はお早めをお願いいたします。



【お問い合わせ】 高知市町内会連合会

〒780-0862

高知市鷹匠町2丁目1番43号 高知市たかじょう庁舎2階

T E L : 088-824-6562 F A X : 088-855-6510

E-mail : [rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp](mailto:rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp)



令和8年4月16日

各町内会長、自治会長、自治公民館長、区長、地区長、部落長 様

高知市町内会連合会  
会長 長尾達雄

## 令和8年度高知市町内会等活動活性化事業費補助金について (公衆街路灯設置費及び電気料等ハッピータウン補助金のお知らせ)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、町内会、自治会等の活動及び当連合会の活動にご支援、ご協力をいただき心からお礼申し上げます。

さて、高知市町内会等活動活性化事業費補助金について、本年度の申請書等関係書類を送付させていただきますので、当該補助金の交付を希望される町内会等は送付文章をよくご確認の上、申請をお願いいたします。

申請書類は同封の返信用封筒をご利用いただくか、メールまたは事務局までご持参ください。

3月末時点で登録のある代表者様宛に発送しております。今年度代表者変更があった場合、地域コミュニティ推進課もしくは高知市町内会連合会まで代表者変更のご連絡をお願いします。

**申請受付：4月1日（水）～12月28日（月）**

**公衆街路灯設置・取替等補助金は令和9年1月29日(金)まで**

**※実績報告書・補助金請求書の締切は令和9年2月26日(金)**

### 【注意事項】

- 補助金申請後、審査会を経て「決定通知」を送付します。「決定通知」を受け取った後に事業を開始してください。「決定通知」を受け取る前に事業を始めているものは、補助の対象外となります。（公衆街路灯電気料、不燃物の分別指導除く）
- 申請は原則として一団体当該年度1回でお願いします。（街路灯LED化補助金除く）
- 受付期間を過ぎたものは補助金の対象外となります。また、補助金申請額が予算に達し次第受付を終了します。提出期日をお守りいただき、なるべく早めの申請をお願いします。
- 街路灯設置費等補助金については、2月末までに工事を完了し請求書が提出できるかどうかを、設置業者へ確認の上申請をお願いします。（NTT柱への取付の場合は特に注意）

問合せ先

申請書提出先

### ◆ 高知市町内会連合会事務局

高知市鷹匠町2丁目1-43 高知市たかじょう庁舎2階

TEL 088 - 824 - 6562 FAX 088 - 855 - 6510

MAIL [rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp](mailto:rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp)

受付時間 月～金 10:00～16:00（土日祝日除く）

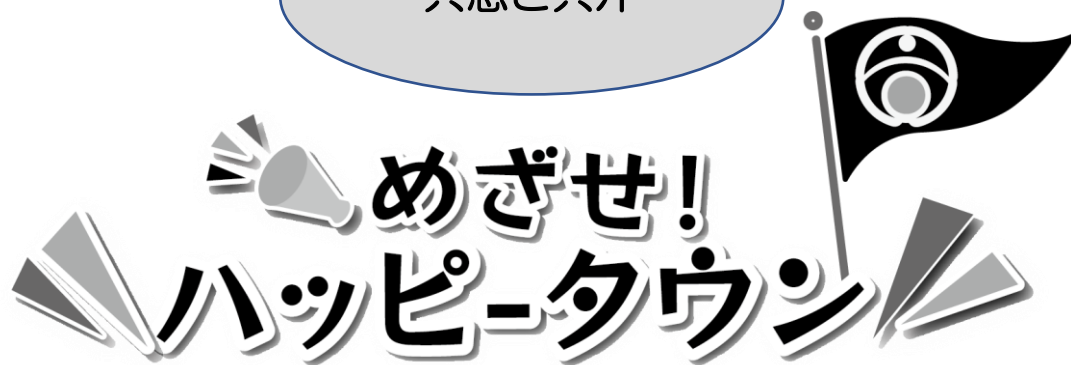
ホームページ



※様式等は、すべて高知市町内会連合会のホームページからもダウンロードできます。

令和8年度  
高知市町内会等  
活動活性化事業費補助金交付要綱  
(ハッピータウン事業)

共感と共汗



安心・安全な  
まちづくり

しあわせな  
高知市に…

助け合い  
支え合い

高知市町内会連合会

# 高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱

高知市町内会連合会

## 《趣旨》

第1条 この要綱は、高知市町内会連合会(以下「連合会」という。)が、高知市町内会等活動活性化事業費補助金を一括して受け入れることにともない、地区町内会連合会(以下「地区連」という。)及び単位町内会の補助金申請等の事務手続きに関して必要な事項を定めるものとする。尚、総称を『ハッピータウン事業』とする。

## 《用語の定義》

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 市内に存する町内会、自治会、自治公民館等を管理運営し、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、地域住民の地縁に基づき形成された自治組織をいう。
- (2) 公衆街路灯 町内会等が所有し、交通安全及び犯罪防止のために設置される照明灯であって、一般の通行に供される道路を終夜に渡り照明するものであること。
- (3) 共架式 電柱その他の既存の柱に設置するものをいう。
- (4) 小柱式 新たに柱等を設置し、当該柱等に設置するものをいう。

## 《補助対象者》

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、地区連および町内会等とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号。以下「規則」という。)第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

## 《補助対象事業》

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 地区連の活動に係る事業(以下「連合会活動事業」という。)
- (2) 町内会等に類似すると市が認める自治組織が次のいずれかに該当する活動を実施する事業(以下「町内会等活動事業」という。)
  1. 地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動
  2. 地域のごみ集積所の維持管理に係る活動
  3. 地域の情報発信に係る活動
  4. 地域住民との交流および環境美化を促進する活動
  5. 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める活動
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。
  - (1) 他の公共団体等が行う財政的支援を受けているもの又は受けようとしているものの対象であるもの
  - (2) 特定の個人や団体等の利益のために実施するもの又は生じた利益、残余財産等を構成員等に分配するもの
  - (3) 当該事業の主たる効果が市外で生じるもの
  - (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするもの
  - (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
  - (6) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当

該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当でないと認めるもの

《補助対象経費》

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に定める経費とする。

《補助金額》

第6条 補助金の額は、規程により定められた補助金上限額まで(1,000円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てた額)として、予算の範囲内で連合会が認める額とする。

《補助金の交付申請》

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて連合会に申請しなければならない。

《補助金の交付決定》

第8条 連合会は、前条の申請があったときは、一定の日時を定め審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めたときは補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 連合会は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

《交付申請の取下げ》

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を補助金交付申請取下届出書により連合会に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

《変更承認等》

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書(様式第3号)により、連合会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 連合会は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、補助事業変更等承認(否認)通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

《実績報告》

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日の翌日又は補助金の交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて連合会に報告しなければならない。

《補助金の概算払》

第12条 連合会は、補助事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第4号)により、連合会に請求しなければならない。

《補助金の交付決定の取消し》

第13条 連合会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
  - (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
  - (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 連合会は、第1項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

《補助金の返還》

第14条 連合会は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 2 連合会は、補助事業者へ交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。

《その他》

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、連合会が別に定める。

附 則 この要綱は、令和6年5月23日に制定し令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年3月19日に一部改定し令和7年4月1日から施行する。

別 表

区分	補助対象経費		補助対象外経費
連合会 活動事業	(1) 謝礼金等 (2) 旅費交通費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 通信費 (6) 手数料 (7) 保険料 (8) 委託料 (9) 使用料賃借料 (10) 備品購入費 (11) 備品の修理費 (12) 負担金分担金 (13) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの	地区連は別に定める	(1) 見舞金、慶弔費、贈答等の交際費 (2) 商品券、記念品、景品、賞品等の購入に要する費用 (3) アルコール類の購入又は飲食を主たる目的とした会合等の飲食に要する費用 (4) 事業全体を委託する場合の委託料 (5) 土地、家屋等の不動産の取得、造成、修理、修繕、補償及び保険に要する費用
町内会等 活動事業	1. 地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動	① 公衆街路灯の設置・維持管理に係る経費 ② 公衆街路灯の電気料金に係る経費（※備考1）	(6) 領収書等により支払いを明確に確認することができない費用 (7) 補助事業の実施に直接

2. 地域のごみ集積所の維持管理に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 資源・不燃物ごみ集積所における分別指導の体制確保に係る経費(※備考2)</li> <li>④ ごみ集積所の維持管理における経費</li> </ul>		<p>関係のないものに要する費用</p> <p>(8) 地区連及び町内会等の運営に係る費用</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、会長が社会通念上適当でないとする費用</p>
3. 地域の情報発信に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 掲示板の新設・板取替に係る経費</li> <li>⑥ 会報や回覧物等の発行・回付、掲示物の掲示に係る経費</li> <li>⑦ パソコン・プリンター等の購入に係る経費</li> <li>⑧ デジタル化導入経費</li> </ul>		
4. 地域住民との交流および環境美化を促進する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ イベント等の開催経費</li> <li>⑩ 地域交流および環境美化に関する経費</li> <li>⑪ 町内会未加入世帯への啓発活動の経費</li> <li>⑫ 町内会新規設立のための経費</li> </ul>		
5. 前各号に掲げるもののほか、会長が必要とする活動			

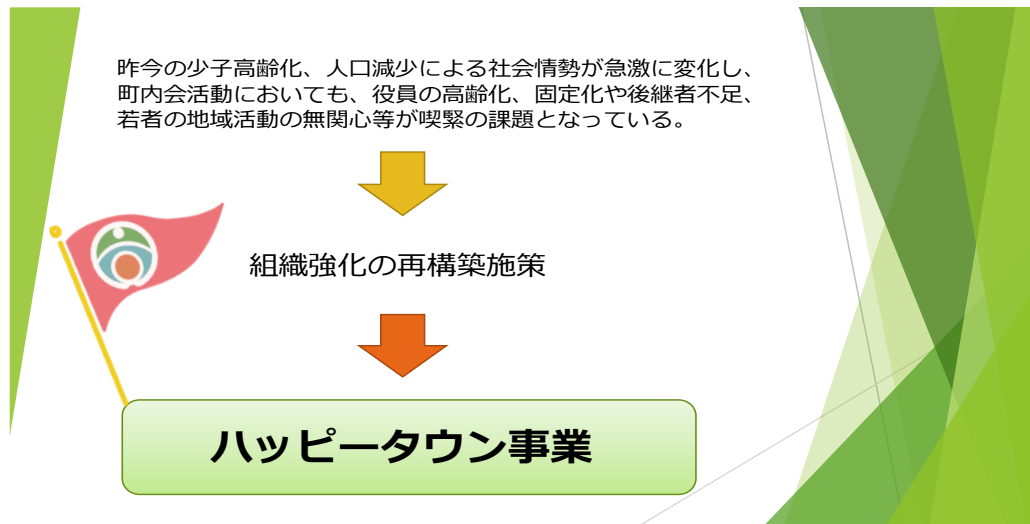
※備考1 この表において、公衆街路灯の灯数は、補助対象者が当該年度の4月分電気料を支払った灯数とする。

※備考2 この表において、不燃物分別指導に係る経費は、高知市環境業務課へ登録されているごみ集積所を設置又は維持管理する町内会及び管理団体を補助対象とする。また、その箇所数も環境業務課の登録数を補助対象とする。

# ハッピータウン事業補助金の規程

(めざせ！加入率100%)

## 1. 町内会における組織強化再構築の必要性



## 2. 事業の目的

昨今の課題を早急に解決するには、高知市型共生社会実現に向け、会員相互の助け合い・支え合いの活動を活性化し組織の再構築を図る目的としたハッピータウン事業を実現するとともに加入率100%を目指すことを目的とする。

## 3. 事業の効果

①未加入世帯の加入促進、空白地域における町内会の設立、および地区連の組織強化が図れる。

②それぞれの地域に潜在している資源(自然の景観、特産物、史跡、伝統行事、活性化イベント等)の掘り起こしにより、ハッピータウンの形式が期待される。

③すでに取り組んでいる数々のボランティア活動(広報誌の発行等)の恒常的支援(定額)が期待される。

ハッピータウン事業(高知市町内会等活動活性化事業)の  
補助金対象経費についての規程

【地区連合会の補助金対象活動】

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1. 組織強化の活動費        | ※限度額 100,000 円以内 |
| 2. 広報の活動費(会報費)     | ※限度額 300,000 円以内 |
| 3. 人材育成(イベント等)の活動費 | ※限度額 100,000 円以内 |
| 4. 連合会の設立に係る経費     | ※限度額 50,000 円以内  |

【参考】

- ① 謝礼金等 … 研修会等における講師の謝礼金等
- ② 旅費交通費 … レンタル車のガソリン代等(自家用車対象外)
- ③ 消耗品費 … ペンやコピー用紙等の購入費
- ④ 印刷製本費 … 会報等の製作に係る印刷費等
- ⑤ 保険料 … イベント等の事故を補償するための保険料等
- ⑥ 使用料賃借料 … 会場の使用料、レンタルバスの賃借料等
- ⑦ 備品購入費 … パソコン購入費等(上限 100,000 円)
- ⑧ 備品の修理費 … プリンターの修繕費等
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの  
… 担当役員への実費弁償費

## 【単位町内会等の補助金対象活動についての規程】

### 1. 安全・安心まちづくりの推進に係る活動

- ① 公衆街路灯の設置及び灯具交換に係る経費(別途専用の交付申請書あり)  
**蛍光灯から LED 灯具への交換に係る経費【別途特別会計に係る取扱い：令和 8 年度限り】**
- ② 公衆街路灯の維持管理に係る経費(電気料の補助金)

①公衆街路灯 設置・交換に係る経費	新規(共架式)	@10,000 円
	新規(小柱式)	@40,000 円
	<b>灯具交換(蛍光灯→LED)</b>	<b>@20,000 円</b> <b>【令和 8 年度のみ増額】</b>
	灯具交換(LED→LED)	@12,000 円
②公衆街路灯 電気料補助金	10w まで	@1,600 円/灯
	10w 超え	@2,000 円/灯

### 2. ごみ集積所の維持管理に係る活動

- ③ 資源・不燃物集積所の分別指導を行う当番の体制確保や不適正排出等への対応に係る活動費  
(年度内で 1 カ月分の受領書を添付してください)
- ④ ごみ集積所の維持管理に必要な備品(既存ごみストッカー等)の修理および交換、消耗品の購入(カラス除けネット・コンテナ等)

③資源・不燃物の分別指導に係る経費	年 額	@18,000 円/集積所 1 か所
④既存ごみストッカーの修理・交換経費、 消耗品(カラス除けネット等)購入経費	ごみストッカー	@70,000 円
	消耗品(ネット等)	@30,000 円

### 3. 情報発信に係る活動

- ⑤ 掲示板の新設・板の取替に係る経費
- ⑥ 会報や回覧物等の発行・回付、掲示物の掲示に係る経費
- ⑦ パソコン・プリンター等、備品の購入費
- ⑧ デジタル化に向けての導入経費 (Wi-Fi 設置費用、ルーター購入費、電子回覧板の普及に向けた講習会の経費(会場使用料、講師謝礼等))

⑤掲示板補助金	新 設	@25,600 円/基
	板取替	@11,000 円/基
⑥会報・回覧物の回付等	上 限	@50,000 円
⑦パソコン等購入費	上 限	@70,000 円
⑧デジタル化導入経費	上 限	@50,000 円

#### 4. 地域住民の交流および環境美化を促進する活動

- ⑨ 様々な住民の交流促進を目的とした、町内会等が開催するイベント経費(ラジオ体操・運動会・文化祭・餅つき大会・夏祭り等)
- ⑩ 地域活動や地域交流および環境美化のための経費(消耗品・備品の購入、会場使用料等)
- ⑪ 未加入世帯への啓発活動に係る経費  
(実費弁償として1日2,000円/人を加算。上限額は別表のとおり。)
- ⑫ 空白地域において、町内会設立に係る経費

⑨イベントの開催経費	上 限	@50,000 円
⑩地域交流および環境美化に係る経費	上 限	@50,000 円
⑪未加入世帯への啓発活動	上 限	@50,000 円 (別表参照)
⑫町内会の設立	上 限	@30,000 円/町内会

- ⑪ 上限額一覧表(別表) 活動実費弁償1日2,000円/人

5世帯未満	5世帯～ 10世帯未満	10世帯～ 15世帯未満	15世帯～ 20世帯未満	20世帯以上
10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円

#### ○ 補助金の申請について

- ① 各活動事業の限度額は、年度当初の予算額を優先する。
- ② 補助金の申請については、関係書類を添えて申請すること。(原則当該年度1回とする)
- ③ 備品については、備品管理台帳を整備し管理すること。
- ④ 新たな活動の提案や要望事項については役員会で決定する。
- ⑤ 補助金の申請については、予算の範囲内で役員会において交付金額を決定する。  
(内訳書の採択は優先順位を考慮しますが、異なる場合もあります。)
- ⑥ 継続事業においては各地域の平等性を鑑み、申請者と協議の上、申請額の減額および不決定とする場合がある。また、同一事業に複数の申請がある場合は地区割を考慮する。
- ⑦ 申請書の受付は4月1日から原則12月最終開庁日までとする。(特別の事業については別に定める) 実績報告書の提出期限は2月末日までとする。
- ⑧ 補助金申請額が予算に達し次第、交付申請の受付を終了する。

附則 この規程は、令和4年7月20日に制定し4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月11日に一部改定し令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月23日に一部改定し令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月19日に一部改定し令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年3月18日に一部改定し令和8年4月1日から施行する。

## I 高知市町内会等活動活性化事業費補助金（町内会等活動事業）の概要

### 1 高知市町内会等活動活性化事業費補助金の制度

#### (1) 補助の目的

地域住民が主体となって地域課題の解決等に取り組む活動や、町内会等に対する地域住民の理解と関心を深め、様々な住民の参加とつながりを促進し、自発的な加入を促進する活動に取り組むにあたり、次の内容の必要経費の一部を補助します。

#### (2) 補助対象団体

1. 町内会・自治会・自治公民館等
2. 町内会等に類似する市が認める自治組織（町内会等を設立しようとする準備会等含む）
3. 公衆街路灯を設置又は維持管理する町内会及び管理団体
4. ごみ集積所を設置又は維持管理する町内会及び管理団体

#### (3) 補助金額

補助対象経費の額又は補助上限金額のいずれか少ない方の額（1,000 円未満の端数は切捨て）とします。

#### (4) 補助対象事業

町内会等が4月1日から翌年3月31日までの間に完了する事業で、次のいずれかに該当する活動に要した経費とします。

1. 地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動
2. 地域のごみ集積所の維持管理に係る活動
3. 地域の情報発信に係る活動
4. 地域住民交流および環境美化を促進する活動
5. その他会長が適当と認める活動

#### (5) 補助対象外事業

1. 他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みのある事業  
（例：高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金、自主防災組織補助金、高知市民憲章推進協議会助成金、公園愛護会交付金 等）
2. 宗教的活動及び政治的活動を目的とする事業
3. 団体の活動拠点となる施設等の整備を目的とする事業
4. 特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
5. 公序良俗に反する事業
6. 営利性のある事業
7. その他会長が適当でないとするもの

## 2 その他

### (1) 提出資料の取扱いについて

連合会に提出された申請及び報告資料は、市民の方から情報公開請求があった場合に、個人情報等の非開示となる部分を除いて公開することとなります。

### (2) 証拠資料の保管について

補助金を申請して支出した経費に係る会計帳簿や領収書などの証拠資料は、連合会が原本の提示を求める場合があります。年度ごとに整理し、支出した年度の翌年度から起算して5年間は保管してください。

### (3) 備品の管理について

備品とは、税込1万円以上かつ比較的長期間（通常の使用方法で約1年間以上）にわたる使用、保存に耐えるものを指します。補助金を申請して備品を購入する場合は、各町内会等で備品台帳を整理し、保管の状況を明らかにしておいてください。補助金の交付の目的に従って、他の用途には使用せず、大切に保管してください。

## II 補助対象経費・対象外経費の具体例

### 1. 地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動

○ 補助対象経費	× 補助対象外経費
<p><b>①公衆街路灯の設置に係る経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力柱や NTT 柱等への LED 灯具の設置</li> <li>・ 小柱（ポール）等を建柱して LED 灯具を設置</li> <li>・ 蛍光灯から LED 灯具への取替【別事業を適用】</li> <li>・ LED 灯具から LED 灯具への取替</li> </ul> <p><b>②公衆街路灯の維持管理に係る経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公衆街路灯に係る電気料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LED 灯以外の公衆街路灯の設置、取替</li> <li>・ 小柱等の修理費、撤去費</li> <li>・ 公衆街路灯の撤去費</li> </ul>

### 2. 地域のごみ集積所の維持管理に係る活動

○ 補助対象経費	× 補助対象外経費
<p><b>③資源・不燃物ごみ集積所における分別指導の体制確保に係る経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内会等区域住民に支払う有償ボランティアの費用</li> <li>・ シルバー人材センターなどへの委託料</li> </ul> <p><b>④ごみ集積所の維持管理に係る経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存ごみストッカーの修理・交換</li> <li>・ ごみ集積所の維持管理に必要な消耗品の購入（カラス除けネット、不燃ごみ仕分け用のコンテナ等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁当や飲み物、商品券等を支給する経費</li> <li>・ マンションや集合住宅などの管理組合が設置、管理するごみ集積所に係る経費</li> <li>・ 新規設置のごみストッカーに係る経費</li> <li>・ ごみ集積所における土地の固定資産税や賃借料等</li> </ul>

### 3. 地域の情報発信に係る活動

○ 補助対象経費	× 補助対象外経費
<p><b>⑤ 掲示板の新設・板の取替に係る経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民のお知らせ等のために設置する掲示板の新規設置</li> <li>・ 既存掲示板の板取替</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の所有者から占有許可を得ていない掲示板の設置に係る経費</li> <li>・ 既存掲示板の撤去費用</li> <li>・ マンションや集合住宅等の管理組合が設置、維持管理する掲示板の修理費</li> <li>・ 選挙広報や高知市広報の配布に係る経費</li> <li>・ ルーターやサーバーのレンタル料等、月々かかる費用</li> <li>・ ホームページ等の運営費、メンテナンス料等</li> </ul>
<p><b>⑥ 会報や回覧物等の発行・回付、掲示物の掲示に係る経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印刷物の印刷代</li> <li>・ コピー用紙、プリンターインク、ラミネートフィルム等の消耗品費</li> <li>・ 回覧板、画鋏、テープやマグネット等の消耗品費</li> <li>・ 掲示板の修繕費（屋根の取替、窓の設置等）</li> <li>・ 町内案内地図板の製作・交換費</li> </ul>	
<p><b>⑦ パソコンやプリンター等、備品の購入費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコン、プリンター、ラミネート機械等の備品購入費（単価 1 万円を超える物は備品管理台帳の提出が必要です）</li> </ul>	
<p><b>⑧ デジタル化に向けての導入経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館等への wi-fi 設置費</li> <li>・ モバイルルーターの購入費</li> <li>・ 通信や設定に係る役務費</li> <li>・ ホームページの開設のための委託料</li> <li>・ 電子回覧板の導入や普及に向けた講習会の講師への謝礼や交通費、会場使用料等</li> </ul>	

## 4. 地域住民の交流および環境美化を推進する活動

○ 補助対象経費	× 補助対象外経費
<p>⑨地域住民の交流促進を目的とした、町内会等が開催するイベントの開催経費（ラジオ体操・運動会・文化祭・餅つき大会・夏祭り等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消毒液、ユニフォーム、事務用品等の消耗品費</li> <li>・ テント、スピーカー、テーブルやイス等の購入費</li> <li>・ 会場使用料</li> <li>・ 仮設トイレ等、備品のレンタル用</li> <li>・ 事故を補償するための保険料</li> <li>・ バスの借上料</li> </ul> <p>⑩地域活動や地域交流および環境美化に関する経費（備品購入費等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内会等で管理する公民館等で使用するイスやテーブル等の購入費</li> <li>・ 総会や役員会等、会場の使用料</li> <li>・ 町内会等で行う清掃活動の用具費等</li> </ul> <p>⑪未加入世帯への啓発活動に係る経費</p> <p>⑫空白地域において、町内会設立に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁当、飲み物、茶菓子等の食糧費、商品券等を支給する経費</li> <li>・ 親睦会、忘年会、新年会等、主に飲食を目的とした会の開催経費</li> <li>・ 敬老会やクリスマス会等の記念品代</li> <li>・ 祭り等のイベントで出品する景品代</li> <li>・ スポーツ大会等の参加費</li> <li>・ 個人への給付につながる経費</li> <li>・ 営利目的のための販売物品等</li> <li>・ 自家用車を利用した場合の借上料やガソリン代</li> <li>・ 公園および街路樹の清掃活動</li> <li>・ 活動全体を委託する場合の委託料</li> </ul>

### その他補助対象外となる経費

- (1) 町内会等の運営費及び人件費
- (2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る経費
- (3) 寄付金、募金、協賛金
- (4) 他団体への会費、交際費、祝金
- (5) 積立金、慶弔費、予備費、繰越金等
- (6) 町内会等が支払ったことが明確にできない経費
- (7) その他事業に直接関係のない経費及び社会通念上適正でないと認めた経費

### Ⅲ 領収書の注意事項

支出を裏付ける書類として、町内会等が支払ったことが明確に確認できる領収書（写し可）等の提出が必要です。

#### 1 領収書（レシート）について

以下のものは補助対象になりませんので、取得や保管について十分ご注意ください。

- ① 領収書のないもの（請求書や納品書は不可）
- ② 宛名、金額、内訳（「〇〇一式」「〇〇用品」など）がないもの
- ③ 宛名が補助を受ける町内会等の名称以外（上様、個人名、〇〇実行委員会など）のもの
- ④ 領収日が空欄、補助対象期間内ではないもの

領収書

●●町内会 様

令和6年8月1日

¥12,000

但事務用品購入費(コピー用紙・ラミネートフィルム・インク)として上記正に領収いたしました。

株式会社〇〇〇  
〒123-4567  
高知市鷹匠町△△△

領収日が交付決定日以前の領収書は補助対象になりません。支払いは、交付決定以降に行ってください。

購入商品の内訳が分かる領収書（レシート）をご用意ください。

宛名は、町内会等名の正式名称で発行してください。申請団体名と違う場合は補助対象外です。

〇〇〇スーパー 領収書

令和6年8月1日(月)

コピー用紙 *5	¥ 5,000
ラミネートフィルム *2	¥ 4,500
インク *1	¥ 2,500
合計	¥12,000
お預り	¥15,000
お釣り	¥ 3,000

☆☆今回獲得ポイント 1pt☆☆

●●町内会

※注意※ ポイントカードを使用しないでください！

補助事業に係る経費を支払う際にポイントカードは使用しないでください。ポイントを貯める場合、ポイントで支払う場合ともに認められません。支払いに際し、ポイントカードにポイントが付与された場合は、当該ポイント分の費用は補助対象経費として計上できませんのでご注意ください。

#### 2 個人に支払う領収書について（支払報告書の見本を添付しています。）

講師謝金や、資源・不燃物ごみ集積所における分別指導の体制確保のために支払った経費を確認するため、個人に支払う費用を補助対象経費とする場合は、金銭を受け取ったことを証明する書類として、支払報告書や受取書等に相手の署名（自署）が必要です。

以下のものは補助対象になりませんので、取得や保管について十分ご注意ください。

- ① 個人の署名（自署）がないもの（代筆不可）  
資源・不燃物ごみ集積所における分別指導の体制を確保するために支払った経費として、支払報告書は補助対象期間内の任意の1月分としますが、同一実施日に複数人へ経費を支払っている場合は、全ての方の実施日、支払金額及び署名が必要です。
- ② 宛名、発行者、金額、内訳（「〇〇一式」「〇〇事業」など）がないもの
- ③ 受領日が空欄、補助対象期間内ではないもの

#### 3 所得税の申告について

各町内会から個人に支給される手当や実費弁償費については、支給する項目や金額等によっては所得税の課税対象となる場合があります。必要に応じて、内容及び手続（源泉徴収、納付方法）を高知税務署へご相談ください。

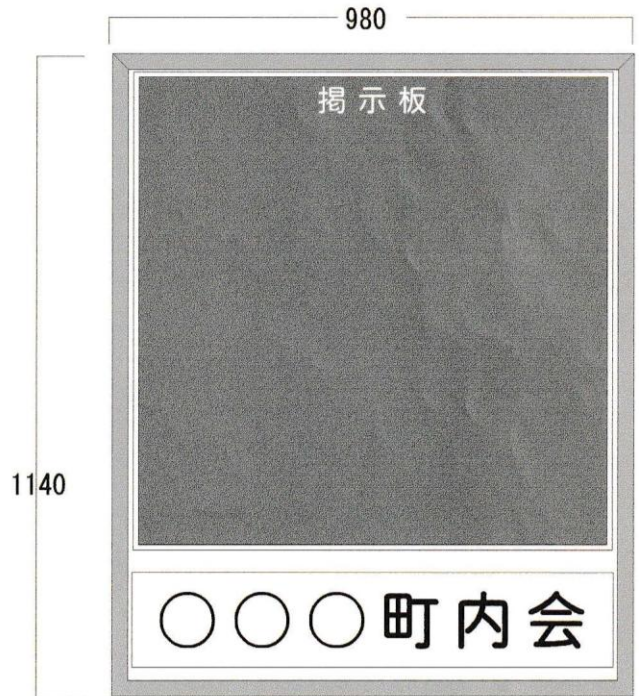
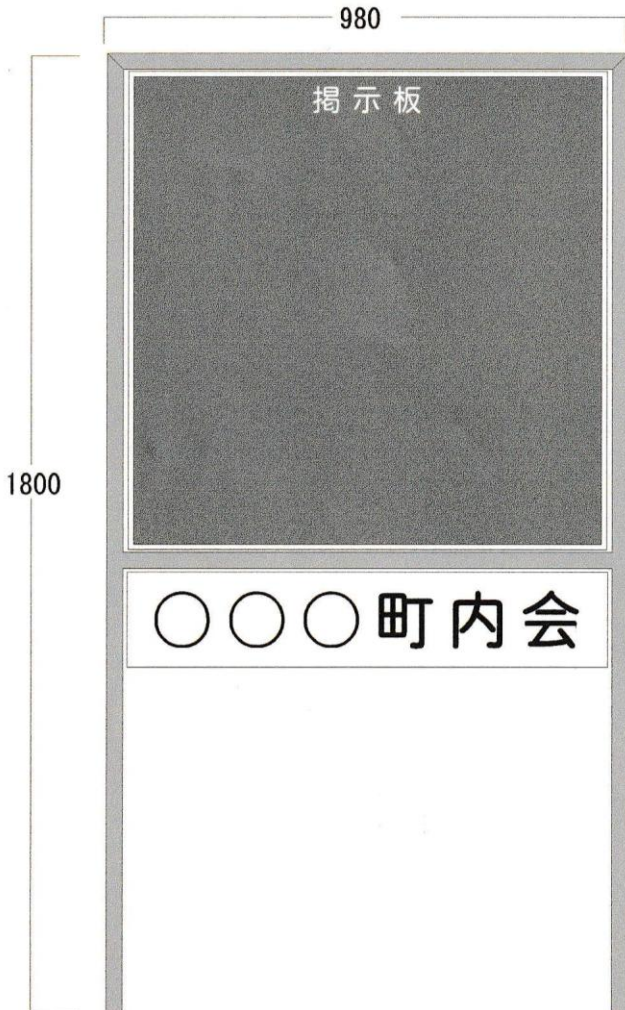
# 掲示板設置業務委託基準仕様書

- 仕様**
- 外 枠 アルミパイプ仕上げ (30×60×2)
  - 掲 示 板 

{	表面: フロムワンボード+超撥水ポリマー塗装+暗緑黑板塗装
	裏面: 防水ベニヤ+超撥水ポリマー塗装
	4面アルミ枠仕上げ
  - 掲示面積 900×900×10
  - 掲示板固定用アングル アルミL字アングル (15×30×2)
  - 町内会名表示板 アルミ複合板 (180×910×3)
  - 町内会名表示板固定用アングル アルミL字アングル (25×25×2)
  - 形 式 立型または掛型

<仕様1> 立型

<仕様2> 掛型

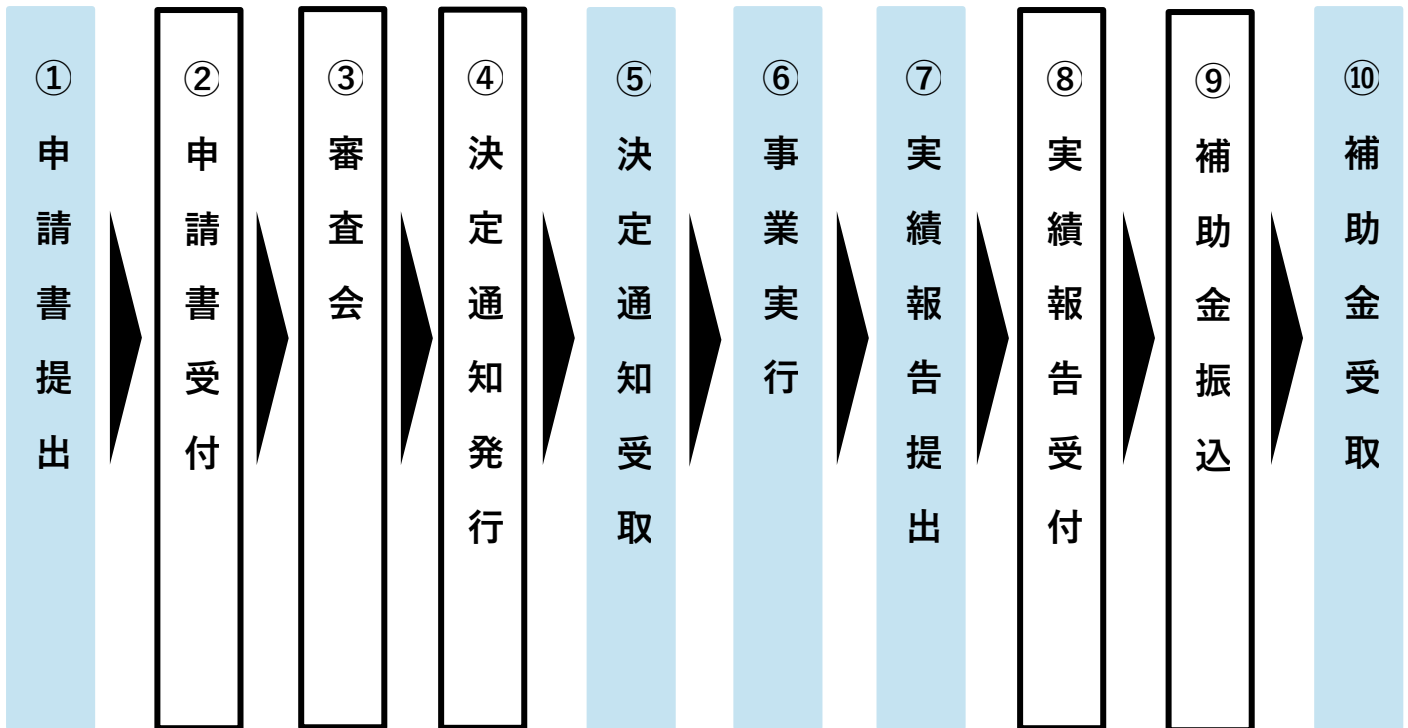


※基準以外の仕様（ひさしを付ける、扉を付ける等）を希望される場合や、指定業者以外で施工を依頼する場合は、補助金申請時に見積書の添付が必要です。

# 補助金申請手続きの流れ

町内会等の動き

連合会の動き



## ① 申請書提出(12/28ㄨ)

申請に必要な書類（別紙参照）を添えて、申請書を事務局に提出します。  
申請書は事務局窓口・郵送・メールで受付ています。

## ② 申請書受付

申請書類を受付ます。  
不備がある場合は、書類が整ってからの受付となりますので提出前に押印や記入事項の確認をお願いします。

## ③ 審査会

受付した申請書を審査します。  
審査会は基本的に月に1回行っています。

## ④ 決定通知発行

審査会の結果を、代表者様宛の文書でお知らせします。  
電気料補助金額については、暫定金額です。四国電力からの回答を以って確定します。

## ⑤ 決定通知受取

(可)の事業に対して補助金交付が決定しました。  
※決定通知受取前に事業を開始しているものは、補助対象外です。

## ⑥ 事業実行

事業を実行（物品の購入やイベントの開催）します。  
請求書・領収書・振込控等をなくさないよう保管してください。

## ⑦ 実績報告書提出(2/26ㄨ)

事業が終わりましたら必要な書類を添えて、実績報告兼請求書を事務局に提出します。  
※補助金の交付には、請求書の提出が必要です。必要書類は別紙参照。

## ⑧ 実績報告書受付

実績報告書を受付ます。  
電気料補助金については、四国電力からの回答と申請灯数を確認します。

## ⑨ 補助金振込

確定した補助金を、申請いただいた口座に振り込みます。

## ⑩ 補助金受取

★問合せ・書類提出先 高知市町内会連合会★

〒780-0862 高知市鷹匠町2丁目1-43 たかじょう庁舎2階

TEL 088-824-6562 / FAX 088-855-6510

e-mail [rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp](mailto:rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp)

受付日時 月～金 10:00～16:00 (土日祝日除く)

申請書等は持参または郵送、メールにてご提出ください！



## 申請に必要な書類

(○必要 △内容により必要 ×不要)

	通帳写し 内訳書 申請書	委任状	位置図	見積書	事業計画 収支予算	備考
① LED 設置関係	<b>新規設置・灯具取替 専用申請書別途あり</b> ※春野地区の灯具取替は、申請書裏面に電柱番号を記入。					
②電気料補助金	<b>どの申請にも必ず必要です</b>	○	×	×	×	当該年度の4月分電気料を支払った灯数に対して補助金を交付請求書欄に必ず✓が必要
③不燃物ごみ分別指導		×	×	×	×	収集日・集積箇所数を必ず記入
④ごみ集積所の維持管理		×	△	○	○	ゴミストッカーは位置図が必要。新規の設置は要相談（私有地等、所有者の許可がある場合には申請いただけることがあります）
⑤掲示板の新設板取替		×	○	△	×	市道・道路課に許可を得、申請 県道・占有許可書を添付し申請 ※規格基準品以外や、契約業者以外で取り付ける場合は見積書必要
⑥会報、回覧物の回付等		×	×	○	○	
⑦パソコン等購入		×	×	○	○	
⑧デジタル化導入費		×	×	○	○	イニシャルコスト（初期費用）のみ申請可能 ランニングコスト（毎月必要な費用）は補助対象外
⑨イベント等開催		×	×	○	○	主催が町内会等であるもの
⑩地域交流、環境美化等		×	×	○	○	
⑪加入啓発		×	×	△	○	啓発にあたり、物品を購入・作成する場合には見積書が必要
⑫町内会設立		×	○	△	○	物品を購入する場合には見積書が必要
		通帳写し 内訳書 申請書	委任状	位置図	見積書	事業計画 収支予算



### ※ 注意 ※

必要書類漏れ等、不備がある場合には  
申請受付や補助金交付ができません。  
提出の際には今一度確認を！  
押印忘れ、記入漏れにご注意ください。  
電話番号には日中連絡のつくもの  
をご記入ください。

様式第1号(第7条関係)  
【町内会等】

捨 印
印

申請番号	—
1 2 3 4 ( / )	
令和	年 月 日

高知市町内会連合会 会長 様  
〔連絡先〕 高知市町内会連合会事務局  
高知市鷹匠町2丁目1-43たかじょう庁舎2階  
(電話)088-824-6562 (FAX)088-855-6510  
(mail)rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp

申請者 団体名(町内会等)

代表者氏名

郵便番号

住所

印

電話番号

※日中連絡のつく電話番号をご記入ください。

\*代表者以外が担当される場合は、下欄に記入してください。

担当者 氏名

役職:

電話番号

## 高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請書

令和 年度 高知市町内会等活動活性化事業費補助金の交付を受けたいので、高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。

補助金交付申請額

円

【別紙、内訳書と必要な書類を添付してください】

※通帳のコピー(表紙と表紙裏)を添付してください。

補助金の振込先	金融機関名	口座番号						
	本・支店名							
	フリガナ							
	口座名義人							
高知市町内会連合会加入状況		補助金の交付について上記の振込先を届出ます。						
加入 ・ 未加入 ・ 検討中								

※公衆街路灯の電気料補助金の申請をされる場合、以下チェック欄に✓をお願いします。※

様式第5号(第11条関係)

## 高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付請求書

高知市町内会等活動活性化事業費補助金(公衆街路灯電気料補助金)について、交付が決定された場合、高知市町内会連合会が審査に必要な事項を関係機関において調査することに同意し、調査結果に基づいた交付決定金額を請求します。

【チェック欄】 →

交付決定額を請求します。

--

## 掲示板位置図 (1基につき1枚必要です)

団体名(町内会等)

申請：  新規設置  板取替

設置場所

仕様：  立型  壁掛式

★設置場所の許可(新規の場合)  許可あり

施工：  連合会委託  他業者

- (1) 設置場所については、周辺地域住民の了解を得てください。
- (2) 高知市道に掲示板を設置する場合は、事前に高知市道路管理課（本庁舎5階 TEL 823-9379）の許可を受けてください。（市道の占有許可申請は町内会連合会で行います。）
- (3) 県道、私道、または私有地に掲示板を設置する場合は、補助金申請までに所有者に許可を受けてください。
- (4) 設置後の管理は、町内会等の管理となります。
- (5) 基準仕様以外の掲示板を設置する場合、また契約業者（六甲デザイン TEL833-0536）以外で施工される場合は、見積書(写)を提出してください。

地図（住宅地図の写しでも可）

断面図

平面図

備考（掲示板や設置場所に関して何かあればご記入ください。 例：板が数年前から無い、撤去新設、等）

板取替の場合：町内会名のプレート  有り・  無し

様式第1号(第7条関係)  
【町内会等】



【記入例】

令和 ○○年 ○○月 ○○日

高知市町内会連合会 会長 様  
〔連絡先〕 高知市町内会連合会事務局

申請者 団体名(町内会等) たかじょうまち町内会

郵便番号 780-0000

住所 高知市 鷹匠町2丁目1-43

代表者名 高知 太郎

※日中連絡のつく電話番号をご記入ください。

電話番号 080-0000-0000

\*連絡先が異なる場合は、下欄に記入してください。

担当者 氏名 土佐 花子 (役職: 会計 )

電話番号 090-0000-0000

修正をする時は、二重線(=)で消して書き直してください。(修正テープ・修正液等は使用しないでください。)訂正印は必要ありませんが、必ず捨印欄に押印してください。文字は黒のボールペンを使用し、鮮明に記してください。消えるペンは絶対に使用しないでください。

書類不備等の確認のための連絡先が →  
会長とは異なる場合にご記入ください。

### 高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請書

令和○年度 高知市町内会等活動活性化事業費補助金の交付を受けたいので、高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。

補助金交付申請額 158,000 円

【別紙、内訳書と必要な書類を添付してください】

※通帳のコピー(表紙と表紙裏)を添付してください。

← 通帳のコピーを忘れずに添付してください。

補助金の振込先	金融機関名	高知銀行		口座番号						
	本・支店名	たかじょう支店	普通・当座	0	1	2	3	4	5	6
フリガナ	タカジヨウマチチヨウナイカイ カイチヨウ コウチタロウ									
口座名義人	たかじょうまち町内会 会長 高知太郎									

高知市町内会連合会加入状況

※補助金の交付について上記の振込先を届出ます。

加入 ・  未加入 ・  検討中

← 町内会連合会への加入状況に○を記入してください。

※公衆街路灯の電気料補助金を申請される場合、以下チェック欄に✓をお願いします。※

様式第5号(第11条関係)

### 高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付請求書

高知市町内会等活動活性化事業費補助金(公衆街路灯電気料補助金)について、交付が決定された場合、高知市町内会連合会が審査に必要な事項を関係機関において調査することに同意し、調査結果に基づいた交付

公衆街路灯電気料の補助金を申請した団体は、  
チェック欄にチェックを入れてください。 →

交付決定額を請求します。



# 掲 示 板 (位置図)

**【 記 入 例 】**

団体名(町内会等) たかじょうまち町内会

設置場所 ○○町○丁目○-○ 地先

道路番号 市道6562

申請：  新規設置  板取替

仕様： 立型  壁掛式

施工： 連合会委託  他業者

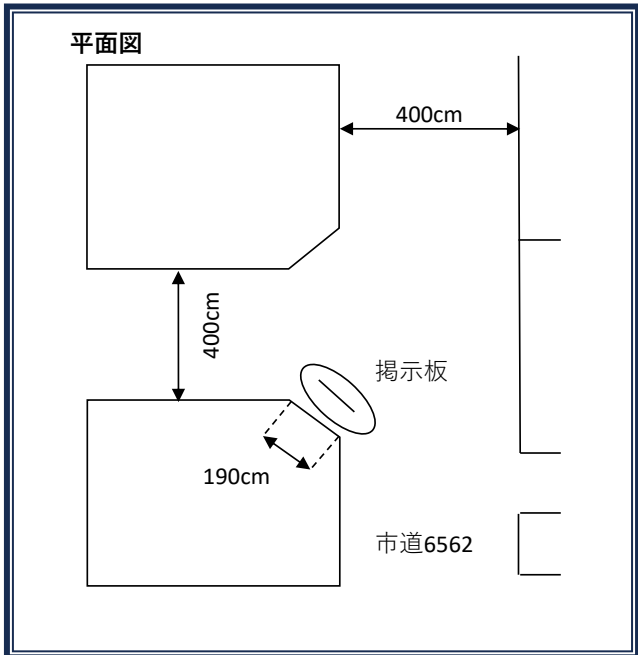
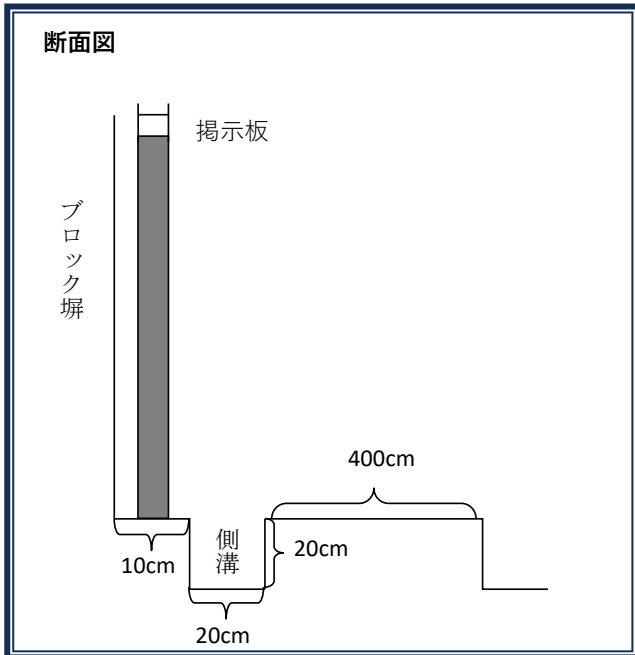
- (1) ↑ 道路番号は、新規設置の場合必要です。ご確認ください。
- (2) 申請までに道路課に確認してください。高知市道路管理課（本庁舎）へお問い合わせください。（市道の占有許可申請は町内会連合会で行います。）
- (3) 県道、私道、または私有地に掲示板を設置する場合は、補助金申請までに所有者に許可を受けてください。
- (4) 設置後の管理は、町内会等の管理となります。
- (5) 基準仕様以外の掲示板を設置する場合、また契約業者（六甲デザイン TEL833-0536）以外で施工される場合は、見積書(写)を提出してください。

↑○か✓で分かるように印してください。

地図（住宅地図の写しでも可）

↓設置場所と会長宅を印してください。

掲示板1基につき1枚、位置図・平面図・断面図等を記入したものがが必要です。



備考（掲示板や設置場所に関して何かあればご記入ください）

↓取替の場合、現在町内会プレートがあるかないかを✓

板取替の場合：町内会名のプレート  有り・ 無し

団体名(町内会等)

捨 印

申請番号

—

印

令和

年

月

日

(町内会等 会員世帯数 :

世帯)

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請内訳書

番号	補助対象経費	上限額	申請金額	審査結果	決定金額
①街路灯	街路灯LED化（設置・交換）経費		別紙、交付申請書あり		
②電気料	(1)街路灯10Wまで	1,600円/灯	灯	四国電力に 照会后確定	
	(2)街路灯10W超え	2,000円/灯	灯		

↓ 複数申請される場合、補助金希望順位の高いものから順に番号を振ってください。(希望に添えない場合もあります。)

希望順位	補助対象経費	上限額	申請金額	審査結果	決定金額
	③不燃ごみの分別指導等に 係る経費	18,000円 (1箇所/年)	第 週目/ 曜日 箇所 円	可・否	円
	④ごみ集積所の維持管理 に係る経費	ストック 70,000円	円	可・否	円
		消耗品等30,000円	円	可・否	円
	⑤掲示板の整備に係る経 費(2基まで)	新設25,600円/基	基 円	可・否	円
		板換11,000円/基	基 円	可・否	円
	⑥会報、回覧物の回付等 に係る経費	50,000円	円	可・否	円
	⑦パソコン等購入費	70,000円	円	可・否	円
	⑧デジタル化導入経費	50,000円	円	可・否	円
	⑨イベント等開催経費	50,000円	円	可・否	円
	⑩地域交流、環境美化に 係る経費	50,000円	円	可・否	円
	⑪加入啓発活動	50,000円	世帯 人 日 活動予定	可・否	円
		2,000円/人	円		
	⑫町内会設立	30,000円	円	可・否	円

※④、⑥～⑫を申請する場合は、必ず事業計画書・収支予算書を記入してください。

※以下、事務局記入欄(記入しないでください)

確定金額 内訳	街路灯10Wまで	灯	円	不燃物	カ所	円		円
	街路灯10W以上	灯	円	掲示板・新設	基	円		円
	街路灯B灯/定額	灯	円	掲示板・取替	基	円		円

補助金申請額

円

概算払い金額(支払日 )

円

決定通知金額

(

) 円

交付確定振込金額

円

団体名(町内会等)

令和 年 月 日

### 事業計画書・収支予算書

補助対象経費	活動内容	収支予算書				
		収入		支出		
		項目	金額	項目	金額	
事業内容		補助金				
		町内会負担金				
実施予定日						
		合計		合計		
備考	※必要な書類（見積書等）を添付してください。					

補助対象経費	活動内容	収支予算書				
		収入		支出		
		項目	金額	項目	金額	
事業内容		補助金				
		町内会負担金				
実施予定日						
		合計		合計		
備考	※必要な書類（見積書等）を添付してください。					

補助対象経費	活動内容	収支予算書				
		収入		支出		
		項目	金額	項目	金額	
事業内容		補助金				
		町内会負担金				
実施予定日						
		合計		合計		
備考	※必要な書類（見積書等）を添付してください。					

団体名(町内会等)

※申請書と同じハンコを押してください。→

たかじょうまち町内会

(町内会等 会員世帯数： 100 世帯)

捨印

高知

【記入例】

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請内訳書

番号	補助対象経費	補助金額	申請金額	審査結果	決定金額
①LED	公衆街路灯設置・交換等経費		別紙交付申請書あり		
②電気料	(1)街路灯10Wまで	1,600円/灯	10 灯 16,000 円	四 照	円
	(2)街路灯10W超え	2,000円/灯	灯 円		円

↓ 複数申請される場合、補助金希望順位の高いものから順に番号を振ってください。

希望順位	補助対象経費	上限額	申請金額	審査結果	決定金額
	③不燃ごみの分別指導等に係る経費	18,000円 (1か所/年)	第 1 週目/ 月 曜日		円
			1箇所 18,000 円		
	④ごみ集積所の維持管理に係る経費	ストッカー70,000円 消耗品等30,000円			円
2	⑤掲示板の整備に係る経費(2基まで)	新 設25,600円/基 板交換11,000円/基	基 円		円
			1基 11,000 円		
4	⑥会報、回覧物の回付等に係る経費	50,000円	13,000 円		円
	⑦パソコン等購入費	70,000円			円
	⑧デジタル化導入経費	50,000円			円
1	⑨イベント等開催経費	50,000円	50,000 円		円
3	⑩地域交流、環境美化に係る経費	50,000円	50,000 円		円
	⑪加入啓発活動	50,000円	世帯 人 日活動予定		円
		2,000円/人	円		
	⑫町内会設立	30,000円			円

※右側二列は事務局記入欄です。  
 (千円未満は切り捨てです。※電気料・掲示板を除く)  
 ←町内会等では申請金額までをご記入ください。←

※④、⑥～⑫を申請する場合は、必ず事業計画書・収支予算書を記入してください。

※以下、事務局記入欄(記入しないでください)

確定金額 内訳	街路灯10Wまで 灯	円	不燃物 力所	円	円
	街路灯10W以上 灯	円	掲示板・新設 基	円	円
	街路灯B灯/定額 灯	円	掲示板・取替 基	円	円

補助金申請額 円 概算払い金額(支払日 ) 円

決定通知金額 ( )円 交付確定振込金額 円

団体名(町内会等)

たかじょうまち町内会

【記入例】

令和 ○○年 ○○月 ○○日

事業計画書・収支予算書

補助対象経費	活動内容	収支予算書			
		収入		支出	
		項目	金額	項目	金額
⑨	毎年8月に地域交流を目的とした夏祭りを開催しています。	補助金	50,000	花火	33,000
事業内容	今年度は補助金を利用して花火の購入や、出店の調理器具をレンタルし、より参加者に楽しんでもらえるお祭りにはしたいです。	参加費(1人100円)	15,000	器具レンタル代	59,400
夏祭り		町内会負担金	27,400	(かき氷機・フライヤー・ガスボンベ等)	
実施予定日	8月25日	合計	92,400	合計	92,400
備考	※必要な書類(見積書等)を添付してください。 ※街路灯電気料・不燃物ごみの分別指導・掲示板補助金以外の補助金を申請する場合には計画書・予算書・見積書の提出が必要です。				

補助対象経費	活動内容	収支予算書			
		収入		支出	
		項目	金額	項目	金額
⑩	たかじょうまち町内会で管理しているたかじょうまち公民館には机がなく、総会等の開催時にも不便なので、会議用机と椅子を購入したいです。	補助金	50,000	会議用机4台	71,960
事業内容		町内会負担金	39,288	パイプ椅子12台	17,328
公民館の机購入		合計	89,288	合計	89,288
実施予定日	9月購入予定	※ネットで購入予定、ページをプリントアウトしたものを添付します。			
備考	※必要な書類(見積書等)を添付してください。				

補助対象経費	活動内容	収支予算書			
		収入		支出	
		項目	金額	項目	金額
⑥	たかじょうまち町内会では毎月会報を発行し、その他お知らせと一緒に回覧しています。	補助金	13,000	コピー用紙	3,550
事業内容	会報やお知らせの作成にかかるコピー用紙やプリンターインクを購入予定です。	町内会負担	50	プリンターインク	9,500
コピー用紙、プリンターインク購入		合計	13,050	合計	13,050
実施予定日	9月頃購入予定	※別紙見積書添付			
備考	※必要な書類(見積書等)を添付してください。				

令和 年 月 日

四国電力株式会社 高知支店長 様

捨 印

# 委 任 状

印

(委任者)

町 内 会 名			
代 表 者 住 所			
代 表 者 氏 名			印
電 話 番 号			

ご契約お客様名													
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

お客様番号	311-						-												
-------	------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

上記の「ご契約お客様名」で電気料契約している公衆街路灯は、私が代表を務める町内会等で維持・管理し、電気料金を支払っているもので相違ありません。

この公衆街路灯電気料金について、次の者を代理人として定め、令和8年4月分として請求のあった公衆街路灯の灯数及び電気料金を照会し、それを証する書面の取得についての権限を委任します。

(受任者)

高知市鷹匠町2丁目1番43号

高知市町内会連合会 会長

様式第2号(第8条関係)

8市町連第 一 号  
年 月 日

( 町内会 )  
様

高知市町内会連合会  
会長 長尾達雄

## 補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請を受け付けました高知市町内会等活動活性化事業費補助金については、高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

なお、交付金請求にあたっては実績報告等の提出や、四国電力からの回答をもって金額を確定するものとします。

記

補助金交付金額 金 円

以上

高知市町内会連合会 会長 様

申請者 地区名 \_\_\_\_\_  
団体名(町内会等) \_\_\_\_\_  
住所 高知市 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

### 補助事業変更等承認申請書

令和 年 月 日付け 市町連第 一 号により交付決定通知のあった高知市町内会等活動活性化事業費補助金について、下記のとおり事業内容の変更・中止・廃止をしたいので、高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、変更等の承認を申請します。

#### 記

1 変更等の理由

2 変更等の内容

3 補助金変更等申請額

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

高知市町内会連合会 会長 様

申請者 地区名 \_\_\_\_\_  
団体名(町内会等) \_\_\_\_\_  
住所 高知市 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

### 高知市町内会等活動活性化事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 市町連第 号により交付決定通知のあった高知市町内会等活動活性化事業費補助金の概算交付を受けたいので、高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により下記の通り請求します。

概算払いの内容

交付金交付決定額	円
既受領額	円
今回請求額	円
残額	円
事業完了予定年月日	年 月 日
概算払を必要とする理由	

## ||▶ 実績報告に必要な書類

(○必要 △内容により必要 ×不要)

	実績報告	領収書等	写真	備品管理 台帳	支払報告書	収支報告 事業報告	備考
①LED 設置関係	工事以下手続きは工事業者が行います ※町内会等は申請後、委任状を工事業者に提出してください。						
②電気料補助金	△	×	×	×	×	×	電気料のみ申請の場合、提出書類不要。他補助金がある場合は、実績報告に電気料の記載が必要
③不燃物ごみ分別指導	○	△	×	×	△	×	町内有償ボランティアの場合は支払報告書、業者依頼の場合は領収書や(請求書・明細書等)支払いのわかるものが必要(1カ月分可)
④ごみ集積所の維持管理	○	○	△	△	×	×	単価1万円を超える備品を購入した場合には備品管理台帳&写真が必要
⑤掲示板の新設板取替	○	○	○	×	×	×	掲示板設置後の写真が必要
⑥会報、回覧物の回付等	○	○	△	△	×	○	単価1万円を超える備品を購入した場合には備品管理台帳&写真が必要
⑦パソコン等購入	○	○	○	○	×	○	単価1万円を超える備品を購入した場合には備品管理台帳&写真が必要
⑧デジタル化導入費	○	○	△	△	×	○	単価1万円を超える備品を購入した場合には備品管理台帳&写真が必要
⑨イベント等開催	○	○	○	×	×	○	実施事業の概要のわかる物(写真やチラシ)が必要
⑩地域交流、環境美化等	○	○	△	△	×	○	単価1万円を超える備品を購入した場合には備品管理台帳&写真が必要
⑪加入啓発	○	○	△	△	×	○	啓発活動実績及び、加入世帯数の報告が必要
⑫町内会設立	○	○	△	△	×	○	単価1万円を超える備品を購入した場合には備品管理台帳&写真が必要
	実績報告	領収書等	写真	備品管理 台帳	支払報告書	収支報告 事業報告	備考

### ○ 領収書・請求書・払込控等、すべて写し(コピー)で構いません

㊦宛名 ㊧経費内容(但書) ㊨日付 が確認できるものが必要です。

(領収書で㊦㊧㊨が明確であれば、請求書や納品書の提出は不要です。)

サイズが小さい物はコピー用紙に貼り付ける等して、紛失を防ぐ工夫をお願いします。

### ○ ポイントカードは使用しないでください

補助金に係る経費を支払う際に、ポイントカードは使用しないでください。

### ○ 補助金額

経費額、または上限金額のいずれか少ない方の額となります。

1,000円未満の端数は切り捨て。(電気料補助金・掲示板補助金は除く。)

### ◆ 活動内容

成果報告の書き方例

#### ③ 不燃物ごみの分別指導

不燃物の当番をシルバー人材センターに委託しているため、補助金があることで町内会負担が減り助かっている。

#### ④ ごみネットの購入

ごみネットの購入により、ネコやカラスからの被害が減った。町内の環境美化も進んでよかった。

#### ⑤ 掲示板の設置

掲示板を新しく設置することができ、情報の周知に役立っています。

#### ⑥ コピー用紙・プリンターインク購入

案内や総会資料の作成等、紙やインク代も年々値上がりしているので補助金で購入できたのはありがたい。

#### ⑦ パソコンの購入、プリンターの購入

今まで会社で町内会のチラシを作っていましたが、町内会のパソコン購入により作業がしやすくなりました。

#### ⑧ 電子回覧板導入経費

団地が若い世代に代替わりしてきたため、回覧板を電子化しようという話が出た。補助金があったので総会で講習をしてもらい、無事電子化することができた。

#### ⑨ 夏祭りの開催

夏祭りは町内の人々が毎年楽しみにしている一大イベントです。補助金を利用して綿あめ機のレンタルやステージの出演依頼ができ、より多くの人に楽しんでもらうことができる夏祭りになりました。

#### ⑩ 公民館のイス・テーブルの購入

公民館のイスが古くなり不安定で危なかったが、資金が乏しく新規購入できずにいました。補助金で新しく丈夫なイスを購入することができ町内の皆も喜んでます。

#### ⑪ 町内会加入促進の声掛け訪問

未加入世帯へ町内会への加入を促すために役員で訪問を行った。補助金のおかげで事前に町内会の活動内容等の資料を作成することもできたため、留守のお宅にはポスト投函で資料を渡すことができた。10世帯訪問して5世帯の新規加入につながった。

#### ⑫ 町内会設立のための準備

造成地のため町内会がなかったが、町内の人から街路灯が少なく怖い、不燃物ごみ置き場が遠くて不便等の声があり、町内会を設立しようという流れになった。補助金があり、設立までの会議費用や資料の印刷費などがまかなえても助かった。無事町内会を設立し補助金で街路灯の増設もかない、安心して過ごせる町内となった。

※一例です、町内会等の活動に合わせて記入してください。事業成果報告には、補助金を受けて事業を行うことで町内会等の活動によってどうだったかをご記入ください。

高知市町内会連合会 会長 様

申請者 団体名(町内会等)

代表者氏名

住所

電話番号

\* 代表者以外が担当される場合は、下欄に記入してください。

担当者 氏名

役職

電話番号

### 実績報告書兼請求書

令和 年度高知市町内会等活動活性化事業費補助金について、交付決定通知を受けた補助事業が完了したので、高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告し、補助金を請求します。

#### 記

交付決定通知番号	令和 年 月 日付 市町連第 号
交付決定額	
事業完了(予定)年月日	令和 年 月 日 ( 完了 ・ 完了予定 )
補助金請求額	
活動目的 (当てはまるものに✓)	<input type="checkbox"/> 公衆街路灯電気料 (②) <input type="checkbox"/> ごみ集積所の維持管理 (③④) <input type="checkbox"/> 情報発信 (⑤⑥⑦⑧) <input type="checkbox"/> 住民の交流と環境美化の促進 (⑨⑩⑪⑫) <input type="checkbox"/> その他 ( )
活動内容	
添付書類 (当てはまるものに○)	領収書 写真 備品管理台帳 事業報告書 収支報告書 支払報告書 請求書&払込控 その他 ( )
備考 (簡易成果報告等)	

【確認事項】 事業の様子をHPや会報等、町内会連合会の情報発信に使用してもよろしいですか。  はい  いいえ

以上

【記入例】

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

高知市町内会連合会 会長 様

申請者 団体名(町内会等) たかじょうまち町内会

修正をする時は、二重線( )で消して書き直してください。(修正テープ・修正液等は使用文字は黒のボールペンを使用し、鮮明に記してください。消えるペンは絶対に使用しないでください。

代表者氏名 高知 太郎

住所 高知市 鷹匠町2丁目1-43

電話番号 080-0000-0000

\*代表者以外が担当される場合は、下欄に記入してください。

書類不備等の確認のための連絡先が → 会長とは異なる場合にご記入ください。

担当者 氏名 土佐 花子 役職 会計

電話番号 090-0000-0000

実績報告書兼請求書

令和○年度高知市町内会等活動活性化事業費補助金について、交付決定通知を受けた補助事業が完了したので、高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告し、補助金を請求します。

記

決定通知番号 .. 決定通知書の右上をご確認ください。

Table with 2 columns: Field Name and Content. Fields include: 交付決定通知番号, 交付決定額, 事業完了(予定)年月日, 補助金請求額, 活動目的, 活動内容, 添付書類, 備考. Includes checkboxes and specific instructions for each field.

【確認事項】事業の様子をHPや会報等、町内会連合会の情報発信に使用してもよろしいですか。 □ はい □ いいえ

以上

# 支払報告書

下記のとおり、資源・不燃物ごみ集積所の分別指導費用として支払いました。

記

団体名： \_\_\_\_\_

収集日： 第 \_\_\_\_\_ 曜日

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日分

支払日	受領者（自署）	支払金額
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		¥ _____
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		¥ _____
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		¥ _____
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		¥ _____
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		¥ _____
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		¥ _____

## 【 注 意 】

※ 支払報告書の提出は、補助対象期間内の任意の1カ月分としますが、同一収集日に複数人への経費を支払っている場合は、すべての方の支払い金額及びサインが必要です。（※代筆不可、フルネームで記載）

※ 集積場所が複数箇所ある場合、集積場所ごとに支払報告書を分けて提出してください。

# 公衆街路灯に関する事業費補助金 概要

公衆街路灯の  
新設及び  
LED取替

## 新規設置

補助対象者	公衆街路灯を設置する町内会等
申請灯数上限	申請灯数上限：なし
補助金額	★電力柱やNTT柱等に照明器具を取り付ける場合 10,000円/灯 ★小柱（ポール）等を建柱して照明器具を取り付ける場合 40,000円/灯
募集期間	交付決定額が予算の上限に達するまで随時受付 ※ 最終受付期限は、令和9年1月29日（金）
提出書類	①高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請書 ②高知市道路管理課許可書 ※ 市道に小柱を設置する場合
請求書の提出期限	令和9年2月26日（金）

## LED灯具への取替

補助対象者	既設公衆街路灯の灯具をLED灯具に取り替える町内会等
申請灯数上限	申請灯数上限：なし
補助金額	★蛍光灯等からLED灯具への取替 別事業を適用 ★LED灯具からLED灯具への取替 12,000円/灯 ※ 町内会等の負担が12,000円を下回る場合は、負担実費分を上限とする。
募集期間	交付決定額が予算の上限に達するまで随時受付 ※ 最終受付期限は、令和9年1月29日（金）
提出書類	①高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請書 ②電柱番号 ※ 春野地区の灯具取替の場合
請求書の提出期限	令和9年2月26日（金）

## 共通事項

- 地区の防犯協会や防災組合等が街路灯を管理している場合は、その組織名および代表者名をご記入ください。
- NTT柱につける場合は町内会等において設置許可の申請を行ってください。
- 通知番号を受け取ってから着工してください。  
通知番号を受け取る前に工事を始めていることが分かった場合、交付の取消しを行うことがあります。
- 令和9年2月末までに補助金の請求が可能な灯数（施工を完了し、請求書類が揃うもの）を申請してください。
- 全額負担ではありません。町内会等の自己負担もあります。

★問合せ・書類提出先 高知市町内会連合会★

〒780-0862

高知市鷹匠町2丁目1-43 たかじょう庁舎2階  
TEL 088-824-6562 / FAX 088-855-6510  
e-mail rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp

申請書等は郵送又は持参、  
メールにてご提出ください！



# 申請手続きの流れ

## 01

### 【補助金交付申請】

提出先：高知市町内会連合会

提出期限：R9.1.29

#### 提出物

##### 新規設置の場合

- ①補助金交付申請書
- ②高知市道路管理課許可書  
※ 市道に小柱を設置する場合

##### LED取替の場合

- ①補助金交付申請書  
【蛍光灯からLEDは別途様式】
- ②電柱番号  
※ 春野地区の灯具取替の場合



## 02

### 【通知番号・委任状の受け取り】

発行：高知市町内会連合会

#### ●委任状について（補助金の請求受領に関する書類）

町内会等で必要項目に記入・押印後、工事を依頼する電気工事業者（施工者）にお渡しください。

⇒ 原則、補助金は、委任を受けた施工者に支払います。

⇒ 委任状の提出がない場合は、補助金を町内会に支払います。

- ※申請灯数を減らしたい場合⇒変更届を提出してください
- ※申請灯数を増やしたい場合⇒新たに申請を行ってください



#### ここからは施工業者

## 03

### 【工事着手～完了】

**注意!**

通知番号を受け取ってから着工してください。

## 04

### 【補助金交付請求】

提出者：委任された業者

提出期限：R9.2.26

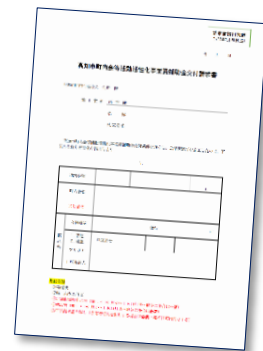
#### 提出物

##### 新規設置の場合

- ①補助金交付請求書
- ②委任状
- ③施工前後の写真
- ④定額制電灯申込書
- ⑤工事請求書の写し  
(宛名：町内会等の団体名)

##### LED取替の場合

- ①補助金交付請求書  
【蛍光灯からLEDは別途様式】
- ②委任状
- ③施工前後の写真
- ④定額制電灯申込書
- ⑤工事請求書の写し  
(宛名：町内会等の団体名)



#### 請求書類について（補助金の請求受領に関する書類）

●提出が必要な書類には、工事後の作成に日数を要するものがありますので、補助金の承認後、**工事依頼はお早め**にお願いします。

新規設置で公道に小柱を建柱した場合は、請求書提出時に道路管理者の**道路占用許可書の写しを添付**してください。

高知市町内会連合会 会長 様

申請者 大街名 \_\_\_\_\_  
団体名（町内会等） \_\_\_\_\_  
住 所 高知市 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請書  
（公衆街路灯 新規設置・LED灯具からLED灯具への取替）

令和 \_\_\_\_\_ 年度事業として、公衆街路灯に係る補助金の交付を受けたいので、高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付条件（裏面）を遵守し、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

設置区分	新規	共架式（補助金上限額 10,000 円/灯）	灯
		小柱式（補助金上限額 40,000 円/灯）	灯
	取替	蛍光灯等からLED灯具へ取替 【国の重点支援地方交付金活用事業】	別途申請書あり
		LED灯具からLED灯具へ取替 （補助金上限額 12,000 円/灯）	灯
予定施工業者	住所 名称		

※注意事項 (1) 高知市道に小柱を設置する場合は、高知市道路管理課の許可書を添付すること  
(2) 春野地区の灯具取替は、裏面に電柱番号を記入すること

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付決定書

令和 年 月 日

申請のありました高知市町内会等活動活性化事業費補助金については、高知市町内会連合会補助金要綱第8条の規定により、交付することに決定いたしました。

## 補助金の交付条件

- (1) 設置場所周辺住民の了解を得ていること（場所及び光の影響等）。
- (2) 設置目的が道路・公園等公共的箇所の交通安全・非行防止等であること。
- (3) 取替の場合は、蛍光灯等からLED灯具への取替えであり、ポール・小柱の取替えではないこと。
- (4) 灯具は新品であること（ただし、ポール・小柱については、中古品も認める。）。
- (5) 四国電力株式会社等との契約名が、町内会等の団体名であること。
- (6) 高知市道に小柱等を設置する場合は、事前に 高知市道路管理課（本庁舎5階 TEL 823-9379）の占有許可を受けていること。
- (7) 工事の手続きは、交付決定後に開始してください。交付決定前に工事の手続きを開始した場合は、補助金の対象外となります。

## 春野地区の公衆街路灯について

- (1) 補助の対象となるのは、自治会や部落が管理している公衆街路灯に限ります。
- (2) 高知市が管理する公衆街路灯は補助金の対象外のため、誤って工事した場合は、自治会や部落の全額負担となりますので、申請前に十分ご確認ください。
- (3) 高知市が管理する公衆街路灯であるかどうかは、高知市春野地域振興課（春野庁舎2階 TEL 894-4387）で確認ができます。

	①	②	③
灯具取替電柱番号	④	⑤	⑥
	⑦	⑧	⑨



- ・電柱番号は、四国電力のマークがある札に書いてある電柱番号を記入してください。
- ・NTTマークの札しかない場合は、その札に書いてある電柱番号と、NTT柱であることが分かるように記入してください。

## 提出先

### 高知市町内会連合会

〒780-0862

高知市鷹匠町2丁目1番43号 高知市たかじょう庁舎2階

TEL : 088-824-6562 FAX : 088-855-6510

E-mail : [rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp](mailto:rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp)

受付日時：月曜日から金曜日 午前10時から午後4時まで



# 委任状

(公衆街路灯 新規設置・LED 灯具から LED 灯具への取替)

高知市町内会連合会 会長 様

委任者

住 所 高知市

町内会名

代表者名 (役職) (氏名)

※署名しない場合は、記名押印してください。

通知番号

私は、令和\_\_\_\_年度事業の高知市町内会等活動活性化事業費補助金（公衆街路灯に係る補助）の請求及び受領に関する権限を下記の施工業者に委任します。

令和 年 月 日

受任者

施工業者 所在地

会社名

代表者名 (役職)

(氏名)

電話番号

## 高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請 変更届

令和 年 月 日

高知市町内会連合会 会長 様

申請者 団体名（町内会等）

代表者名

住 所 高知市

通知番号

公衆街路灯に係る補助金の交付申請について、下記のとおり内容を変更したいので、届け出します。

### 記

変更が生じる項目に、ご記入ください。

項 目	変更前	変更後
補助金交付申請額	円	円
新規灯数	共架式 灯 小柱式 灯	共架式 灯 小柱式 灯
取替灯数(LED→LED)	灯	灯

年 月 日

## 高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付請求書

高知市町内会連合会 会長 様

施工業者 所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付条件を遵守し、公衆街路灯を施工したので、下記のとおり補助金を請求します。

### 記

請求金額										円
町内会名										
通知番号										
振 込 先	金融機関	銀行								店
	1. 普通 2. 当座	口座番号								
	フリガナ									
	口座名義人									

### 添付書類

- ①委任状
- ②施工前後の写真
- ③定額制電灯申込書
- ④工事請求書の写し（宛名は町内会等の団体名とする）

この用紙は、1灯につき1枚ずつ必要です。

通知番号

/

枚目)

【街路灯 施工前の状況】

【街路灯 施工後の状況】

写真貼付



写真貼付

※ 前後の写真は、可能な限り同じ方向から撮影したものの貼付をお願いします。

【灯具取付電柱番号】

写真貼付

※ 小柱や軒先等に取り付けた場合は、必要ありません。

# 国の重点支援地方交付金活用事業 公衆街路灯に関する事業費補助金 概要

## 特 報

令和8年度限定  
8,000円の  
増額！！

令和8年度限定	公衆街路灯蛍光灯具からLED灯具への取替20,000円/灯
対象灯数	高知市内対象灯数 約4,000灯
増額の理由	一般照明用蛍光灯は、令和5年11月に開催された「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において、令和9年末までに製造および輸出入を禁止することが決まりました。このためLED化への移行を急速に推進する目的で、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金/重点支援地方交付金」を活用し、令和8年度限定で補助金を増額します。

## 蛍光灯具からLED灯具への取替

補助対象者	公衆街路灯の蛍光灯具をLED灯具に取り替える町内会等
申請灯数上限	申請灯数上限：なし
補助金額	★ <b>蛍光灯具等からLED灯具への取替 20,000円/灯</b> (令和8年度のみ8,000円増額し、20,000円/灯) ※ <b>町内会等の負担が補助金額を下回る場合は、負担実費分を上限とする。</b>
募集期間	交付決定額が予算の上限に達するまで随時受付 ※ 最終受付期限は、 <b>令和9年1月29日(金)</b>
提出書類	①高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請書 ②電柱番号 ※ 春野地区の灯具取替の場合
請求書の提出期限	令和9年2月26日(金)

蛍光灯からLEDへの取替は  
**令和8年度のみ増額**  
となります。

## 共通事項

- 地区の防犯協会や防災組合等が街路灯を管理している場合は、その組織名および代表者名をご記入ください。
- NTT柱につける場合は町内会等において設置許可の申請を行ってください。
- **通知番号を受け取ってから着工してください。**  
通知番号を受け取る前に工事を始めていることが分かった場合、交付の取消しを行うことがあります。
- **令和9年2月末まで**に補助金の請求が可能な灯数(施工を完了し、請求書類が揃うもの)を申請してください。
- 全額負担ではありません。**町内会等の自己負担もあります。**

この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金/重点支援地方交付金」を活用しています。

## ★問合せ・書類提出先 高知市町内会連合会★

〒780-0862

高知市鷹匠町2丁目1-43 たかじょう庁舎2階  
TEL 088-824-6562 / FAX 088-855-6510  
e-mail rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp

申請書等は郵送又は持参、  
メールにてご提出ください！



# 申請手続きの流れ

## 01

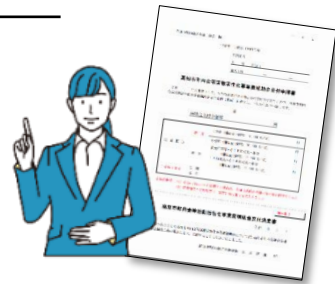
### 【補助金交付申請】

提出先：高知市町内会連合会

提出期限：R9.1.29

#### 提出物

- ①補助金交付申請書(国)の目印があります)
- ②電柱番号(春野地区の灯具取替の場合)



## 02

### 【通知番号・委任状の受け取り】

発行：高知市町内会連合会

#### ●委任状について(補助金の請求受領に関する書類)

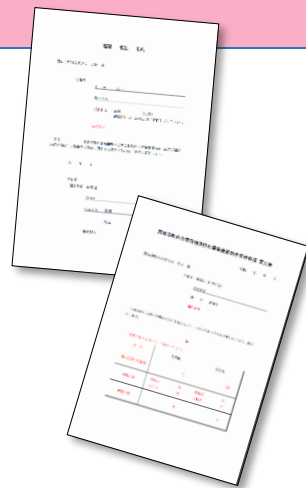
町内会等で必要項目に記入・押印後、工事を依頼する電気事業者(施工者)にお渡しください。

⇒原則、補助金は、委任を受けた施工者に支払います。

⇒委任状の提出がない場合は、補助金を町内会に支払います。

※申請灯数を減らしたい場合⇒変更届を提出してください

※申請灯数を増やしたい場合⇒新たに申請を行ってください



ここからは施工業者

## 03

### 【工事着手～完了】

注意!

通知番号を受け取ってから着工してください。

## 04

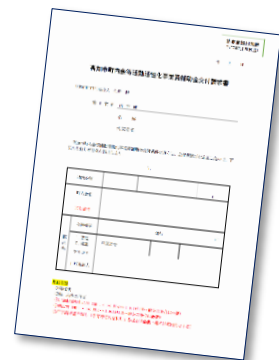
### 【補助金交付請求】

提出者：委任された業者

提出期限：R9.2.26

#### 提出物

- ①補助金交付請求書
- ②委任状
- ③施工前後の写真
- ④定額制電灯申込書
- ⑤工事請求書の写し  
(宛名：町内会等の団体名)



#### ●請求書類について(補助金の請求受領に関する書類)

提出が必要な書類には、工事後の作成に日数を要するものがありますので、補助金の承認後、**工事依頼はお早め**にお願いします。



高知市町内会連合会 会長 様

令和 年 月 日

申請者 団体名（町内会等）

住 所 高知市

代表者氏名

電話番号 — —

国の重点支援地方交付金活用事業  
高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請書  
(公衆街路灯 蛍光灯からLEDへの取替)

令和8年度事業として、公衆街路灯に係る補助金の交付を受けたいので、高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付条件（裏面）を遵守し、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 円

設置区分	取替	蛍光灯具等からLED灯具へ取替 (補助金上限額 20,000円/灯)	灯
予定施工業者	住所 名称		

※注意事項：春野地区の灯具取替は、裏面に電柱番号を記入すること

この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金/重点支援地方交付金」を活用しています。

国の重点支援地方交付金活用事業  
高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付決定書

令和 年 月 日

申請のありました高知市町内会等活動活性化事業費補助金については、高知市町内会連合会補助金要綱第8条の規定により、交付することに決定いたしました。

## 補助金の交付条件

- (1) 設置場所周辺住民の了解を得ていること（場所及び光の影響等）。
- (2) 設置目的が道路・公園等公共的箇所の交通安全・非行防止等であること。
- (3) 取替は、蛍光灯等からLED灯具への取替えであり、ポール・小柱の取替えではないこと。
- (4) 灯具は新品であること。
- (5) 四国電力株式会社等との契約名が、町内会等の団体名であること。
- (6) 工事の手続きは、交付決定後に開始してください。交付決定前に工事の手続きを開始した場合は、補助金の対象外となります。

## 春野地区の公衆街路灯について

- (1) 補助の対象となるのは、自治会や部落が管理している公衆街路灯に限ります。
- (2) 高知市が管理する公衆街路灯は補助金の対象外のため、誤って工事した場合は、自治会や部落の全額負担となりますので、申請前に十分ご確認ください。
- (3) 高知市が管理する公衆街路灯であるかどうかは、高知市春野地域振興課（春野庁舎2階 TEL 894-4387）で確認ができます。

灯具取替電柱番号	①	②	③
	④	⑤	⑥
	⑦	⑧	⑨



- ・電柱番号は、四国電力のマークがある札に書いてある電柱番号を記入してください。
- ・NTTマークの札しかない場合は、その札に書いてある電柱番号と、NTT柱であることが分かるように記入してください。

## 提出先

高知市町内会連合会

〒780-0862

高知市鷹匠町2丁目1番43号 高知市たかじょう庁舎2階

TEL : 088-824-6562 FAX : 088-855-6510

E-mail : [rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp](mailto:rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp)

受付日時：月曜日から金曜日 午前10時から午後4時まで





国の重点支援地方交付金活用事業  
**委 任 状**  
(公衆街路灯 蛍光灯から LED 灯具への取替)

高知市町内会連合会 会長 様

委任者

住 所 高知市

町内会名

代表者名 (役職) (氏名)

※署名しない場合は、記名押印してください。

通知番号

私は、令和8年度事業の高知市町内会等活動活性化事業費補助金（公衆街路灯に係る補助）の請求及び受領に関する権限を下記の施工業者に委任します。

令和 年 月 日

受任者

施工業者 所在地

会社名

代表者名 (役職)

(氏名)

電話番号

この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金/重点支援地方交付金」を活用しています。



国の重点支援地方交付金活用事業  
高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請 変更届

令和 年 月 日

高知市町内会連合会 会長 様

申請者 団体名（町内会等）

代表者名

住 所 高知市

通知番号

公衆街路灯に係る補助金の交付申請について、下記のとおり内容を変更したいので、届け出します。

記

変更が生じる項目に、ご記入ください。

項 目	変更前	変更後
補助金交付申請額	円	円
取替灯数	灯	灯

この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金/重点支援地方交付金」を活用しています。



請求書提出期限  
令和9年2月26日(金)

年 月 日

国の重点支援地方交付金活用事業  
高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付請求書  
(公衆街路灯 蛍光灯から LED 灯具への取替)

高知市町内会連合会 会長 様

施工業者 所在地

名称

代表者名

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付条件を遵守し、公衆街路灯を施工したので、下記のとおり補助金を請求します。

記

請求金額										円
町内会名										
通知番号										
振 込 先	金融機関	銀行 店								
	1. 普通 2. 当座	口座番号								
	フリガナ									
	口座名義人									

- 添付書類 ①委任状  
②施工前後の写真  
③定額制電灯申込書  
④工事請求書の写し (宛名は町内会等の団体名とする)

この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金/重点支援地方交付金」を活用しています。



この用紙は、1灯につき1枚ずつ必要です。

通知番号

/

枚目)

【街路灯 施工前の状況】

【街路灯 施工後の状況】

写真貼付



写真貼付

※ 前後の写真は、可能な限り同じ方向から撮影したものの貼付をお願いします。

【灯具取付電柱番号】

写真貼付

※ 小柱や軒先等に取り付けた場合は、必要ありません。